




埼玉県富士見市 企業版ふるさと納税 のご案内

富士見市は、企業の皆さまからのご寄附を地域の豊かな未来へつなげるため、SDGsの三要素（経済・社会・環境）の達成を目指す様々な事業への応援を募っています！

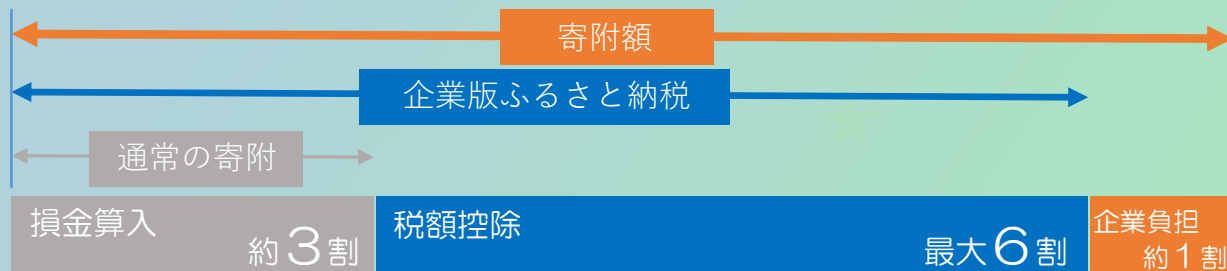
第3期富士見市キラリと輝く創生総合戦略

寄附対象（基本目標）		寄附目標額	令和8年度募集事業
A	「人」にあたたかい 富士見市に資する事業	1,050 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用英語技能検定試験チャレンジ事業 ・ 『いのちの授業+』・PUSH講習実施 ・ 家庭学習応援事業 ・ 平和に関する学習や取組の充実
B	「暮らし」にやさしい 富士見市に資する事業	1,370 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『大御庵の杜』古民家工事の設計 ・ Instagram広告掲載業務委託 ・ 防災ガイドブックの更新・周知 ・ 感震ブレーカーの購入補助
C	「仕事」をつくる 富士見市に資する事業	225 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地耕作条件改善事業（東大久保三本木地区） ・ イネカメムシ広域防除緊急対策支援事業  <p>富士見市マスコットキャラクター ふわっぴー</p>



企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)とは？

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合、法人関係税から税額が控除される仕組みです。
損金算入による軽減効果(寄附額の約3割)と合わせ、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が寄附額の約1割まで圧縮されます。



例 1,000万円の寄附で、最大900万円の法人関係税が控除

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除
※ただし、寄附額の1割が限度(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

制度活用にあたっての留意事項

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象です。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
- 本制度を利用して富士見市へ寄附ができるのは、富士見市以外に本社がある企業です。
- 税額控除の手続き(申告)や算出に関しては、税理士又は所管税務署へご相談ください。

ご寄附の流れ

ご相談
お申し出

企業様

まずは、下記問い合わせ先(政策企画課)にご相談ください。
企業様のご意向を伺って、寄附対象事業をご提案します。
対象事業・寄附金額が確定しましたら、寄附申出書をご提出いただきます。

ご寄附

富士見市

口座振込払いの場合：振込先口座情報を通知します。
納付書払いの場合：納付書を発行します。

企業様

口座振込払いの場合：お振込みをお願いいたします。
納付書払いの場合：指定金融機関で払込みをお願いいたします。

税申告の
お手続き

富士見市

受領証を発行いたします。

企業様

受領証を使用し、税務署にて税申告のお手続きをお願いいたします。

問い合わせ先

富士見市
政策財務部 政策企画課

〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1
TEL / 049-257-4136
E-mail / seisaku@city.fujimi.saitama.jp